

3. 供給の相手方の負担となるものの金額の決定の方法に関する説明書

工事負担金説明書

小口※に供給する場合の工事負担金については、一般ガス供給約款（平成２８年６月３０日届出、平成２８年７月１１日実施）に定めた工費負担金と同様といたしました。また、大口※に供給する場合の工事負担金については、託送供給約款（平成２７年７月３１日届出、平成２７年９月１日実施）に定めた工費負担金と同様といたしました。

１．工事負担金（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）

（１）小口に供給する場合

① ガスメーターの能力別当社負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター１個につき当社の負担する金額
１． ６ 立方メートル 毎時	１２０，０００ 円
２． ５ 立方メートル 毎時	１８７，５００ 円
４ 立方メートル 毎時	３００，０００ 円
６ 立方メートル 毎時	４５０，０００ 円
１０ 立方メートル 毎時	７５０，０００ 円
１６ 立方メートル 毎時	１，２００，０００ 円
２５ 立方メートル 毎時	１，８７５，０００ 円
４０ 立方メートル 毎時	３，０００，０００ 円
６５ 立方メートル 毎時	４，８７５，０００ 円
１００ 立方メートル 毎時	７，５００，０００ 円

- ② ①以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力１立方メートル毎時につき７５，０００ 円の割合で計算した金額といたします。

（２）大口に供給する場合

ガスメーターの能力１立方メートル毎時につき	７５，０００円
-----------------------	---------

※「大口」とはガス事業法第２条第７項に規定された大口供給の要件に該当する需要をいい、それ以外の一般の需要を「小口」といいます。